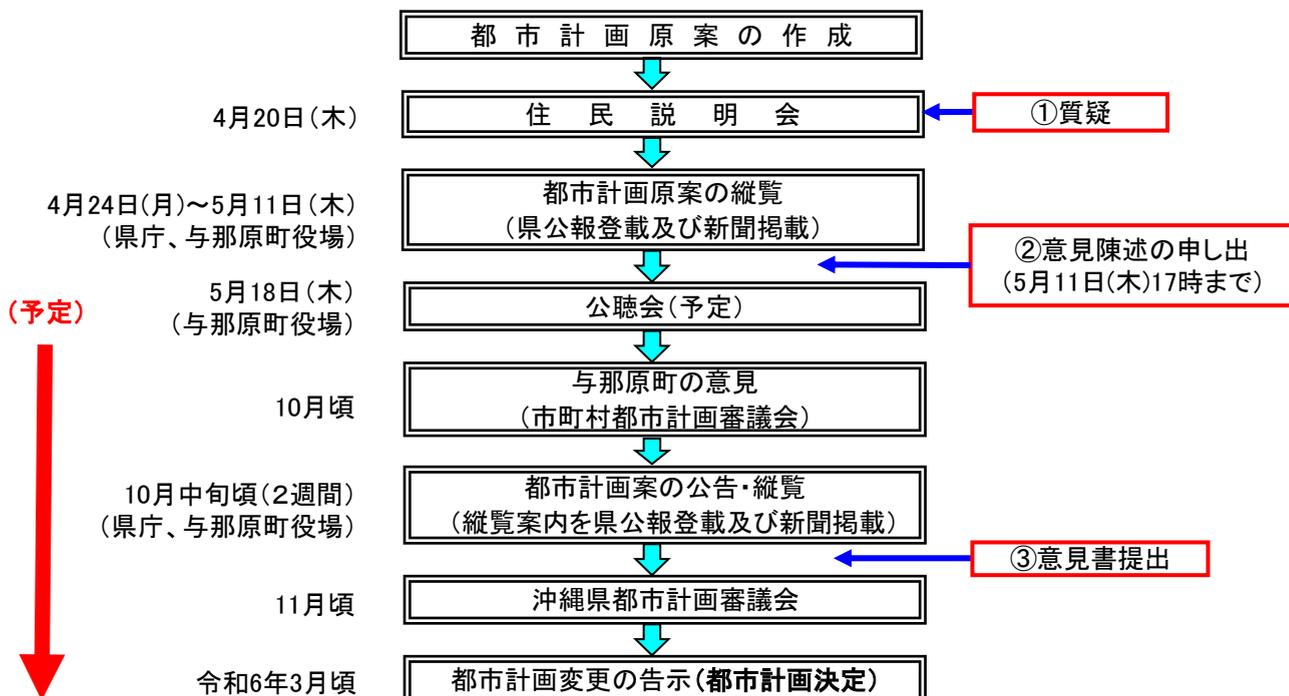


都市計画変更の手続き

【県決定】那覇広域都市計画区域区分の変更 板良敷沿道線沿岸地区



当該案件に関する意見を述べる機会は、①本日の住民説明会の質疑のほか、②「公聴会」での意見陳述の申し出及び③「都市計画案の縦覧期間中」の意見書提出において用意されております。

なお、公聴会のための都市計画原案の縦覧期間中に意見陳述の申し出が無い場合は、公聴会は開催しません。

※上記は現時点の予定であるため、今後スケジュールが変更になることがあります。

沖縄県都市計画公聴会規則

(第4条)

公聴会に出席して意見を述べることができる者は、公聴会の案件に係る都市計画区域内において住所を有する者とする。

(第5条)

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の一週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年齢を記載した書面を知事に提出しなければならない。

【町決定】那覇広域都市計画用途地域の変更 板良敷沿岸線沿道地区

